

## 〔トレンド〕

## フランスにおける聴覚障害教育の動向

齋藤 佐和

## 1. はじめに

第2次大戦以後、乳幼児に対する聴力検査法の発達、補聴器の制作技術・適合技法の進歩に支えられ、早期補聴、早期教育が一般化してくるにつれ、聴覚障害教育の場では、大勢は、従来からの口話法に聴覚活用を裏打ちした聴覚・口話法 (Aural-oral method) を時代の趨勢と認識してきたと言える。しかし、1960年代の後半、アメリカにおいて、聴覚・口話モードだけでなく手話・指文字などのマニュアル・モードを含めて、聴覚障害者にとって利用可能なすべてのコミュニケーション・モードを積極的に教育の場で使っていこうとするトータル・コミュニケーションの理念が提言され広まるにつれ、聴覚障害教育におけるコミュニケーション・モードの問題は新たな段階を迎えることとなった。更に1980年代以降、言語としては英語をベースとし、コミュニケーションの手段として手指モードを使うトータル・コミュニケーションに対し、聴覚障害者にとっての母語としての手話 (アメリカの場合は American Sign Language - ASL) による教育を価値的、時間的に優先し、英語は第2言語として初等教育段階において、主として書き言葉として習得するという二言語教育 (Bilingual Education) を主唱するグループが影響力を拡大してきた<sup>6)</sup>。国のレベルでは、このことはアメリカに先立ちスウェーデンにおいて実施されることとなり、スウェーデンの聾学校では、1983年にスウェーデン手話による教育を先行させるプログラムが公式に採用された<sup>7)</sup>。

このような世界的規模の変化の影響は、日本においても例外ではなかった。文部省が聴覚障害児のコミュニケーション手段に関する調査研究協力者会議を設置し、2年間にわたる協議を行って報告書をまとめることになったのも、このような流れの中に位置づけられる<sup>8)</sup>。スウェーデンに近いフランスにおいてはこのような潮流の影響は日本以上に大きかったことが十分予想される。

## 2. フランスにおける変化

既に1979-80年に筆者がフランスに滞在した頃、1970年頃までは口話法一色だったフランスの聾学校にもアメリカのトータル・コミュニケーション影響が及び始めており、アメリカのギャロデット大学への見学訪問が聾学校教師の話題になっていた。ただし一方では、幼児を対象とした聴覚活用をベースとする聴覚・口話法による教育を行う機関 (主に医療保健関係の機関や民間の相談所でのオルトフォニスト-STによる指導) も増え始めており、初等教育段階では通常の学級へのインテグレーションの様々の形態が試行され定着しつつあった。そして長い間、初等教育レベルの教育内容に職業教育を継ぎ足すような実態であった聴覚障害教育にも、中等教育の必要性と可能性が語られる段階が来ていた<sup>5)</sup>。

このころの状況につき、聴覚障害児を持つ親の会の名誉会長シャリュード女史は次のように述べている。

“特別な教育の施設が普通の環境に開設されたり、普通小学校が特別教育の担当者チームを受け入れたりするようになった。より一層の柔軟さ、より多くの設備や技術者、そして家族との最高の協力関係が生まれてきたことから、悲観的な見通しを打ち消すような生徒も入学してくるようになってきた。

今日、数百人の聾児が中等教育を、数十人が高等教育を受けている。しかし、夢が現実化し、その夢の基盤になった補聴技術や聴覚音声の方法が改善されるに従って、逆説的に、フランス語だけに基礎をおく教育計画の限界も明らかになってきた。子どもによっては、あるいは家庭環境によっては、他の方法の方が良いことがはっきりしてきたのである。

1980年代には、新しい考え方が現れてきたが、それはフランス手話をコミュニケーションの手段として使うだけでなく、聾児の教育用言語として使うことを含んでいた。考え方の進展において何が最も影響したかはわからないが、〈相違への権利〉の名によって、いわゆる〈口話法〉教育への執着を否定する心理・社会・哲学的な立場、あるいは生来の聾者が一つの〈民族〉とみなされている国、アメリカ合衆国に見られる教育

方針の影響がある”<sup>2)</sup>。

こうして80年代から90年代にかけては、フランス手話による教育の主唱者と、フランス語に立脚する聴覚口話法による教育の主唱者との間の論争が生じた。1991年10月にパリで開催された仏米対話集会「社会の中の聾者—教育と就労」では、アメリカからの参加者がBilingual Educationの支持者であったため対立は非常に厳しく現れた。前述のシャリュード女史は、フランス側から参加した教育関係者の報告に対し多くの激しい抗議がなされたと述べている<sup>1)</sup>。特にLPC (Langage Parlé Complété 補助サイン付きの話しことば—アメリカのCued Speechに相当し、1970年頃から導入され、聴覚活用や読話を補強する手段として一般化し始めている) に対する反発が激しかったことに関し報告者の一人が次のように述べている。“この手段は聾の人たちからみると手話のライバルのように見え、話しことばに対する以上に反発が大きかった。…その背後には、政府の助成金がLPCの発展に対して与えられたのに、手話に関しては何の予定もないということに対する不満もあった”<sup>1)</sup>。

### 3. 「選択の自由」の選択

フランス語による教育とフランス手話による教育から始める<バイリンガル>教育の支持者が、それぞれに熱心なロビー活動を繰り広げた結果、立法院はついに1991年1月18日法の33条に、聾児の教育における二言語コミュニケーション(手話とフランス語)とフランス語による口話コミュニケーションの間の選択の自由を規定するに至った。更に、その適用の為の政令、すなわち聾児とその家族がその選択を行うための条件を定めた政令が1992年10月8日に制定された(Décret n° 92-1132)。

その主要な内容は以下の通りである<sup>3)</sup>。

- 県特殊教育委員会 C.D.E.S-Commission départementale de l'éducation spéciale は両親に、年齢によっては聾児自身あるいはその法的代理人に情報を提供し、彼らの選択を記録し、その選択に合う進路を提案する。選択は将来変更可能であり、その際は同じ手続きを再度行う。
- この政令が対象とする教育およびサービス施設とは、特別な指導を行うサービス機関や施設(医療保健関係)、聾児を特別なグループで指導する公立、私立の学校や訓練施設、統合教育を受けている子供の場合は、そこで彼らの支援を行う教育サービス組織(文部省関係)である。

- これらの諸施設は、彼らの教育計画、特に採用する一つまたは二つのコミュニケーション・モード(両方採用も可)を紹介する通知文書を作成しなければならない。この文書は、該当の子供やその両親もしくは法的代理人およびC.D.E.S.に送られるが、その前に各関係の省庁による同意を得ることが必要である。
- 関係の施設、サービス機関は、政令が公布される1992年10月14日から4カ月の猶予期間に上記通知文書を関係当局に提出しなければならない(即ち1993年2月14日まで)。

### 4. 「選択の自由」以後

猶予期間が切れて半年以上がたった現在、実状はどのように変化しているのだろうか。シャリュード女史は最近の私信の中で、建て前として選択の自由は保障されたが、実際の選択にあたっては親は指導機関のスタッフの意見に左右されがちであること、乳幼児に対する両親ガイダンスのレベルでは聴覚・口話モードが大勢を占めていること、聾学校など集団で子供を指導する段階になるとフランス手話の選択が多くなること、しかしLPCを使うところも増えてきていることなどを伝えてきている。女史自身は手話が“言語習得前からの聾者を孤立から解放し、<聴こえる人たち>との本当の出会いを助け、情報伝達の可能性を増加させ、手話通訳者を利用できるようになって以来、聾者の社会生活への参加は予期せぬほどの飛躍を遂げた”<sup>2)</sup>という認識を持つ人であるが、同時に社会参加のもう一つの大きな鍵である読み書きの習得には話しことばの習得からの出発が必要と考える立場である。

長く親の会のリーダーであった女史は、自由であるが故に難しい選択に直面している後輩に語りかける。“今日の若い両親達は、もはや、かつての彼らの先輩達がそうであったような、自分達の手持ちの力だけが頼りという状態に在るのではない。とはいえ、彼らの聾の子どもの自立への道のりは<長い平かな流れ>と言うわけではない。…法律の文章は彼らに選択の自由を与えた。この何十年かの進歩の継続が可能になるかどうかは、親たちが、彼らの子どもを育て教える教師のチームと合い携えて、その法律の文章をどう生かしていくかにかかっている”<sup>2)</sup>。

「選択の自由」の選択の結果がどう現れていくのか、渦中の人にもまだ見えて来ないと言えるだろう。

参考文献

- 1) J. Chalude (1992): Les sourds dans la société -Echos du colloque franco-américain, READAPTATION, 388, 12-14.
- 2) J. Chalude (1993): Parents d'enfants sourds. La liberté de choisir, READAPTATION, 400, 33-34.
- 3) Documentation (1993): Education des jeunes sourds. Libre choix du mode de communication, READAPTATION, 397, VI.
- 4) 文部省初等中等教育局特殊教育課(1993): 聴覚障害児のコミュニケーション手段に関する調査研究協力者会議報告および資料.
- 5) 斎藤佐和(1988): 障害児教育「最近のフランス教育改革」. 昭和62年度科研費総合研究報告書, 135-143.
- 6) 都築繁幸(1991): アメリカの聴覚障害児教育の動向. ろう教育科学, 32-4, 169-182.